

堺市民芸術祭開催事業補助金交付要綱

平成13年4月1日制定

平成29年4月1日改正

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市民芸術祭開催事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、本市にある文化団体の自主的活動を図り、広く文化の創造と振興に寄与するために組織された堺市文化団体連絡協議会が行う堺市民芸術祭の開催に要する経費の一部を市が補助することにより、本市の文化の創造と振興に寄与することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 補助事業等

(1) 補助対象者は、堺市文化団体連絡協議会とする。

(2) 補助対象事業は、堺市民芸術祭開催事業とする。

(3) 補助対象経費は、次のとおりとする。

①堺市民芸術祭の開催に要する賃金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料とする。

②その他市長が適当と認める経費とする。

5 補助金の額

補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定めるものとする。

6 補助金の交付の申請

(1) 補助事業者は、堺市補助金交付申請書（規則様式第1号）を毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。

(2) 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

① 事業計画書（規則様式第2号）

② 収支予算書（規則様式第3号）

③ 前年度決算書

④ その他市長が必要と認める書類

7 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

(1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、

- 若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 規則の規定に従うこと。

8 交付申請の取下げ

申請者は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に交付の申請を取り下げることができる。

9 実績報告

- (1) 補助事業者は、堺市補助金実績報告書（規則様式第6号）を補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。
- (2) 堺市補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ① 事業実施報告書（規則様式第7号）
 - ② 収支決算書（規則様式第8号）
 - ③ 出納簿の写し
 - ④ その他市長が必要と認める書類

10 補助金の交付

- (1) 補助金は、規則第5条第1項の規定により交付の決定した後、当該交付の決定をした額の全部を年3回に分けて概算払により交付する。
- (2) 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、堺市補助金交付請求書（規則様式第10号）に堺市補助金交付決定通知書（規則様式第4号）の写しを添えて、交付決定通知書の交付時期に記載されている交付月の月末までに補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。
- (3) 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、補助金の実績報告を行う際に、堺市補助金精算書（規則様式第11号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業者は、(3)により堺市補助金精算書を提出した場合において、交付を受けるべき補助金の額を超える補助金を既に交付されているときは、堺市補助金返納・返還命令通知書（規則様式第5号）に定めるところにより、それを返納しなければならない。

11 検討等

市長は、財政の状況、補助金の交付の効果等を踏まえ、この要綱の施行の状況について検討を行い、その検討の結果に基づいてこの要綱の改正又は廃止その他必要な措置を講ずるものとする。

12 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。